

株式会社 EN 一般事業主行動計画

～ 次世代育成支援対策推進法に基づく ～

当社は、社員一人ひとりがその能力を十分に発揮しながら、仕事と子育てを両立させ、すべての社員が働きやすい雇用環境を整備するため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年6月1日 から 令和11年5月31日 までの 3年間

2. 内容

【目標1】 年次有給休暇の取得を促進する

年次有給休暇の年間平均取得日数を、計画期間内に10日以上とする。

<対策>

- 令和8年6月～ 年次有給休暇取得状況の月次把握と社員への周知開始
- 令和8年9月～ 計画的付与制度（年間5日以上）の導入検討
- 令和8年12月～ 年休取得促進日（誕生月・年末年始）の設定
- 令和9年4月～ 計画的付与制度の本格運用開始

【目標2】 所定外労働時間の削減に取り組む

社員1人当たりの月平均所定外労働時間を、計画期間内に20時間以内とする。

<対策>

- 令和8年6月～ 所定外労働時間の月次把握と要因分析
- 令和8年9月～ ノー残業デー（毎週水曜日）の設定と全社徹底
- 令和9年1月～ 現場業務の標準化・マニュアル化による効率化推進
- 令和9年4月～ 管理職を対象とした働き方改革研修の実施（年1回）

【目標3】 男性社員の育児休業等の取得を促進する環境を整備する

計画期間内に、配偶者が出産した男性社員のうち、希望者全員が育児休業または出生時育児休業（産後パパ育休）を取得できる職場環境を整備する。

<対策>

- 令和8年6月～ 育児休業・産後パパ育休制度の社員への周知（社内掲示・配

布)

●令和8年9月～ 配偶者の出産予定がある社員への個別の制度説明・取得意向確認

●令和9年1月～ 育児休業取得者の業務代替体制の整備（業務マニュアル化）

●令和9年4月～ 取得実績の可視化と社内共有（取得促進事例として水平展開）

3. 計画の公表及び労働者への周知方法

（1）一般への公表

厚生労働省ウェブサイト「両立支援のひろば」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)に掲載するとともに、自社ホームページにて公表する。

（2）労働者への周知

本行動計画書を本社事業所内の見やすい場所に常時掲示するとともに、全社員に書面で配布する。

4. 実施体制

本行動計画の推進にあたっては、代表取締役を責任者とし、各部門の管理者と協力して、計画の実施および目標達成に向けた取組みを進める。年1回、取組み状況をレビューし、必要に応じて対策の見直しを行う。

策定日 令和 8 年 5 月 27 日

株式会社 E N

代表取締役 槌矢 雅人